

議 事 録

1 日時

令和4年3月10日(木)

午後6時00分～午後7時05分

2 会場

和歌山市役所 11階 教育委員室

3 出席者

【教育長及び委員】

教育長 阿形 博司

委員 藤本 禎男

委員 森崎 陽子

委員 波床 昌則

委員 打田 雅子

【事務局職員】

教育局長 津守 和宏 教育学習部長 天野 忠和

学校教育部長 東 康修 教育政策課長 河嶋 健

読書活動推進課長 井上 豊英 学校教育課長 竹内 伸之

学校教育課副課長 西谷 宣昭 学校教育課専門教育監 久保 忠好

学校教育課専門教育監 宮本 直周 学校教育課専門教育監補 北川 泰大

学校教育課専門教育監補 立花 大輔 教育政策課総務政策班長 土井 康成

教育政策課事務主査 久保 映子

4 開会宣示

阿形教育長が、開会を宣示。

5 署名委員指名

署名委員に藤本委員を指名。

6 報告及び議案

阿形教育長

本日は、報告が1件、議案が5議案となっています。

議案第43号及び議案第44号については、会議規則第5条第1号に当たるもので、秘密会が適当だと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

阿形教育長

異議なしと認め、議案第43号及び議案第44号については、秘密会とします。

報告第15号 2月定例市議会について

阿形教育長

それでは、報告第15号「2月定例市議会について」の説明をお願いします。

天野教育学習部長

それでは、報告第15号、2月定例市議会について、概要を報告させていただきます。

市議会は、令和4年2月17日木曜日から3月9日水曜日まで、会期21日間で開かれました。2月17日に質疑があり、1名の議員から、令和3年度補正予算について、教育委員会にも関連する質疑がありました。代表質問と一般質問は、2月28日と3月1日に行われ、代表質問に6名、一般質問に1名、合わせて7名の議員が質問しました。代表質問では、1名の議員から教育委員会に対し、「教育行政について 市立高校の将来構想に関して」について質問があり、3名の議員から教育委員会にも関連する質問がありました。

また、一般質問では教育委員会に対し、「教育行政について 中学校給食について」質問がありました。

代表質問、一般質問及び質疑の要旨並びに市長、副市長、教育長、教育局長等の答弁要旨については、事前に資料として送付させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

経済文教委員会は、2月18日金曜日と3月4日金曜日に開かれました。

2月18日には、令和3年度和歌山市一般会計補正予算についてご審議いただきました。

一般会計補正予算（第11号）での増額補正の主ものは、感染症対策のため小学校7校及び中学校1校の教室等への空調設備整備などです。

国補正に伴う一般会計補正予算（第12号）での増額補正の主なもの、小・中・高等学校における感染症対策等支援のための交付金等、並びに小学校にあっては4校の予防改修、10校のトイレ改修、6校の空調設備設置及び1校の給食室空調設備改修、中学校にあっては3校の予防改修、2校の空調設備設置及び3校のLED照明設備設置、幼稚園にあっては1園の予防改修及び2園の空調設備設置に係る整備工事請負費です。

3月4日には、令和4年度和歌山市一般会計予算及び行政財産の使用許可に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定についてご審議いただきました。

令和4年度の教育委員会関連予算における主なもの、経済的な理由で就学困難な家庭の児童生徒の保護者負担軽減のため、支給額を引き上げる就学援助の充実、医療的ケアが必要な児童生徒に必要なに応じて看護師を派遣する医療的ケア児支援、学校司書の増員による学校図書館の充実、中学校の全員給食の導入に向けた実施計画の策定、未設置地域にコミュニティセンターを設置するための設計委託、南コミュニティセンター図書室等の整備などです。

また、債務負担行為では、小学校1校の教室等の照明器具の取替えのためにLED器具を賃借する小学校施設維持管理事業、第二共同調理場の再整備に向けた学校給食の調理業務等を民

間事業者に委託する学校給食民間調理場活用事業及び中学校2校の教室等の照明器具の取替えのためにLED器具を賃借する中学校施設維持管理事業の3事業について定めるものです。

行政財産の使用許可に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定については、条例で引用する法律の題名が改められることに伴うもので、当該引用に係る部分を改正するものです。

審議の結果、すべての議案は可決されました。以上が、市議会2月定例会の概要です。

阿形教育長

ありがとうございました。

何かご質問等はございませんか。

教育委員会に対する主な質問は、一つは市高の学科改編を含めてこれからの在り方といますか、高校再編も含めて、県の動向を見極めながらこれからの市高をより魅力的ないい高校にしていくために、生徒に選ばれる高校にするためにどうしていったらいいかという中で、スポーツ系の学科を一つ作ったらどうかというそんなご提案を受けたところです。

主な質問のもう1件は、中学校給食、これはいつもご質問いただいている内容ですけれども、いよいよ中学校の全員給食に取り組んでいくわけですが、その中間報告を受けている中で、それについての教育委員会の考え方とか、実施方法をどうしていくのかというような内容のご質問を受けたところです。

それでは、特にご質問ないようでしたら、これより議事に入りたいと思います。

議案第40号 和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

阿形教育長

議案第40号「和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」の説明をお願いします。

河嶋教育政策課長

議案第40号、和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正につきまして、ご説明いたします。

本改正は令和3年12月の定例教育委員会の議事の中で、この規則の第2条に市民にとって分かりにくいところがあるとのことをご意見をいただいたことを踏まえ、改正の提案をするものです。

議案第40号の資料は1ページから5ページまでございます。

まずは、資料の5ページをお願いいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第25条第1項では、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。」と定めておりますところ、同条第2項は、同項各号に列挙する事務については、教育長に委任することができないと定めています。

次に、資料3ページと4ページの新旧対照表をご覧ください。こちらの主な改正点は、同法第25条第1項に基づき和歌山市教育委員会がその権限に属する事務の一部を教育長に委任することに関し必要な事項を定めた「和歌山市教育委員会教育長に対する事務委任規則」では、現行の欄にありますとおり、同規則第2条各号において教育長に委任しない事務を列挙してい

ます。それらの中には、同法第25条各号に掲げられている事務と重複するものがありますので、市民にとって分かりやすくするため、主として第2条を改めるものです。同規則第2条の柱書の部分の「和歌山市教育委員会は、」を「教育委員会は、法第25条第2項各号及び」に改め、同条各号に掲げる事務のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項各号に掲げられている事務と重複するものを削除することにより同条各号を整理します。

なお、第1条及び第4条の改正は第2条の改正に関連する字句の整理です。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

阿形教育長

ありがとうございます。

それでは何かご質問等ございませんでしょうか。

先の請願に係る審議での意見を受け、より分かりやすくするために改正をしたものでございます。

特にないでしょうか。

それでは、ただいまの議案第40号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第41号 和歌山市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正について

阿形教育長

続いて、議案第41号「和歌山市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正について」の説明をお願いします。

河嶋教育政策課長

議案第41号、和歌山市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正につきまして、ご説明いたします。改正の箇所は、主な改正点を中心に説明させていただきます。

議案第41号の資料の1ページをご覧ください。改正の趣旨は、和歌山市教育委員会傍聴申請書の見直しによる改正を行うものです。

資料の6ページをご覧ください。新旧対照表によりご説明いたします。こちらに様式を記載しております。今回、様式から生年月日、職業欄を削除したいと考えております。個人情報の収集範囲の見直しを行う中で、中核市教育委員会の状況を調べたところ、生年月日又は年齢、職業の記載を求めている市が多数であったことに鑑みまして、右側が現行の様式になるんですけれども、こちらから生年月日と職業欄を削除するものでございます。

資料の5ページをご覧ください。他の改正部分ですけれども、他の変更につきましては、字句の追加でありますとか、字句の整理によるものになります。説明は以上です。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

阿形教育長

ありがとうございます。

河嶋課長、確認ですけれども、資料6ページの別記様式第1号ですけれども、生年月日と職業を抜いているのと、もう一つ、この下の部分の「私は、本日」っていうのと、「私は、年月日」っていうのと、ここも変えているんですね。

河嶋教育政策課長

年月日を上に書いていただきますので、そこは重複する箇所と考え、今回削除させていただいております。

阿形教育長

重複しますので、「本日開催」という形に変わるということですね。

いかがでしょうか、何かご質問等ございませんか。

特にないでしょうか。

それでは、ただいまの議案第41号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第42号 和歌山市民図書館条例施行規則の一部改正について

阿形教育長

続いて、議案第42号「和歌山市民図書館条例施行規則の一部改正について」の説明をお願いします。

井上読書活動推進課長

議案第42号、和歌山市民図書館条例施行規則の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書1ページに改正の趣旨書、2ページに改正案、3ページに新旧対照表を添付しております。現在、規則第14条では、和歌山市民図書館が図書等の資料の寄贈を受けることができること、寄贈する者が申込書を提出し教育委員会の承認を受けること、また寄贈に係る費用負担は寄贈者とするとしておりましたが、寄贈を受けるに当たっての権限について検討を行った結果、その権限は市長に属するものであるため、同条を削除することとしたものです。また、同条の削除により第15条及び第16条をそれぞれ繰り上げることといたします。

なお、施行期日は令和4年4月1日となります。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

阿形教育長

ありがとうございます。

市民図書館での資料の寄贈を受けることに関する権限が、市長にあるということで、市民図書館が受けることができるというところを、寄贈の部分を削除して、あとは条を繰り上げると

いう改正でございます。

何かご質問等ございませんか。

特にないようですので、それではただいまの議案第42号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

続いて秘密会となりますが、秘密会に入る前に「その他」で何かありませんか。

7 その他

河嶋教育政策課長

次回の教育委員会定例会の日程について、報告させていただきます。次回の教育委員会定例会は令和4年4月13日（水）午後1時30分から教育委員室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

阿形教育長

ありがとうございます。

それでは次回4月定例会は4月13日（水）午後1時30分、教育委員会室ですので、よろしくお願いいたします。

他に何かございませんか。

それではないようですので、秘密会に入ります。傍聴人の方は申し訳ありませんが、ご退室をお願いします。

議案第43号ですが、人事案件になりますので、関係職員以外の職員は退出をお願いします。

8 非公開事案

—以下『』部分については非公開とする—

議案第43号 人事案件について

『非公開』

議案第44号 人事案件について

『非公開』